

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	5-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	46	不利益処 分の種類	特定継続的役務提供に係る業 務改善指示及び公表	
(処分基準)						
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (指示等)						
第46条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条第一項から第三項まで、第四十三 条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定 継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提 供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する 者(以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれ があると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該違反又は当該行為の是正 のための措置、特定継続的役務提供受領者等の利益の保護を図るための措置その他の必要な措 置をとるべきことを指示することができる。						
一 特定継続的役務提供等契約に基づく債務又は特定継続的役務提供等契約の解除によつて生 ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。						
二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、当該特定継続的役務提供等 契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第四十四条 第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。						
三 特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する 事項であつて、特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの につき、故意に事実を告げないこと。						
四 前三号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的役務 提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるもの として主務省令で定めるもの						
2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。						

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

				資料番号	5-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	46	不利益処 分の種類	特定継続的役務提供に係る業 務改善指示及び公表		
○特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号) (特定継続的役務提供における書面の交付) 第42条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約（以下この章及び第五十八条の二十二において「特定継続的役務提供等契約」という。）を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。 2 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。 一 役務の内容であつて主務省令で定める事項及び当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名 二 役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額 三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法 四 役務の提供期間 五 第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。） 六 第四十九条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。） 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 3 販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。 一 権利の内容であつて主務省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名 二 権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額 三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法 四 権利の行使により受けることができる役務の提供期間 五 第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。） 六 第四十九条第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。） 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項							

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	5-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	46	不利益処 分の種類	特定継続的役務提供に係る業 務改善指示及び公表
<p>4 役務提供事業者又は販売業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者若しくは当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>5 前項前段の規定による第二項又は第三項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定継続的役務の提供を受ける者又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に到達したものとみなす。</p> <p>(誇大広告等の禁止)</p> <p>第43条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第44条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）その他これらに類するものとして主務省令で定める事項二 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項三 役務の対価又は権利の販売価格その他の役務の提供を受ける者又は役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額四 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法五 役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間六 当該特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項（第四十八条第一項から第七項まで及び第四十九条第一項から第六項までの規定に関する事項を含む。）七 顧客が当該特定継続的役務提供等契約の締結を必要とする事情に関する事項八 前各号に掲げるもののほか、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの					

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	5-1	担当課	県民生活課
法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	46	不利益処 分の種類	特定継続的役務提供に係る業 務改善指示及び公表	
2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。						
3 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。 (書類の備付け及び閲覧等)						
第45条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供に係る前払取引（特定継続的役務提供に先立ってその相手方から政令で定める金額を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。）を行うときは、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない。						
2 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は同項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。						
○特定商取引に関する法律施行規則(昭和 51 年省令第 89 号)						
(特定継続的役務提供における禁止行為)						
第106条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。						
一 特定継続的役務提供等契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘をし、又は特定継続的役務提供等契約の解除について迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを妨げること。						
二 若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乘じ、特定継続的役務提供等契約を締結させること。						
三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。						
四 特定継続的役務提供等契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。						
五 特定継続的役務提供等契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。						
イ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。						
ロ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。						
ハ 当該特定継続的役務提供等契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あっせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方でもこれを勧誘すること。						
六 法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品の販売に係る契約の解除を妨げるため、当該商品の販売に係る契約を締結した際、特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ又はその全部若しくは一部を消費させること。						

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

法令名	特定商取引に関する法律	根拠条項	46	資料番号	5-1	担当課	県民生活課
				不利益処 分の種類	特定継続的役務提供に係る業 務改善指示及び公表		
<p>七 関連商品販売契約に基づく債務又は関連商品販売契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること (役務提供事業者又は販売業者が関連商品の販売の代理又は媒介を行つている場合にあつては、関連商品販売契約に基づく債務又は関連商品販売契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させることを唆すこと)。</p> <p>八 法第四十二条第四項の規定により同条第一項、第二項又は第三項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。</p> <p>イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為</p> <p>ロ 特定継続的役務の提供を受けようとする者等の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為 (法第四十四条第一項に規定する行為を除く。)</p> <p>ハ 威迫して困惑させる行為 (法第四十四条第三項に規定する行為を除く。)</p> <p>ニ 財産上の利益を供与する行為</p> <p>ホ 法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為 (ニに掲げる行為を除く。)</p> <p>ヘ 第九十九条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等に不当な影響を与える行為</p> <p>ト 第九十九条第三項の確認をせず、又は確認ができない特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し電磁的方法による提供をする行為</p> <p>チ 偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為</p> <p>リ イからチまでに掲げるもののほか、特定継続的役務の提供を受けようとする者等の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為</p> <p>(権限委任)</p> <p>○特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号) (都道府県が処理する事務)</p> <p>第68条 (省略)</p> <p>○特定商取引に関する法律施行令(昭和 51 年政令第 295 号) (都道府県が処理する事務)</p> <p>第42条 (省略)</p>							